

静岡大学法科大学院の5年史

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-05-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 和夫 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00006638

■ 資料 ■

静岡大学法科大学院の5年史

中 村 和 夫

静岡大学大学院法務研究科（法科大学院）は、2005年4月の開学から2009年度で満5年を経過したところであり、ここに、本法務研究科における5年間の主な活動状況についてその前史とともに誌しておくこととする。

I 法務研究科の主な活動状況

1 前史

政府の司法制度改革の一環として、法曹人口の大幅な増加のため司法試験合格者を近い将来3千名とするよう、新しく法科大学院制度が、2004年から全国に設立することが決定された。そこで、このような法科大学院について、静岡大学としてどのように取り組むべきか、人文学部法学科において2000年3月、静岡大学法科大学院構想検討委員会を設け検討を開始した。そして、同年11月に法学科として法科大学院の設置を目指す旨の決定を得て、同年12月2日に法学科主催のシンポジウム「静岡大学における法学政治学教育の現状と課題」を静岡市もくせい会館において開催し、学部・学科の法学・政治学教育の再検討を問いかけ、翌年01年1月に、静岡大学法科大学院構想検討委員会を静岡大学法科大学院設置準備委員会と改組して、同年2月「静岡大学法科大学院構想（第1次案）」を策定した。その後、同年5月12日には、人文学部と静岡県弁護士会との共催によるシンポジウム「静岡大学における法科大学院構想」を大学会館において開催して、200名を越える参加者をえた。同シンポジウムは、北井久美子静岡県副知事、小嶋善吉静岡市長の来賓挨拶のほか、佐藤博明静岡大学長、増田堯静岡県弁護士会長の主催者挨拶に続き、田中克志静岡大学法科大学院設置準備委員会委員長及び伊藤博史弁護士による基調報告、塚原英治弁護士及び田淵浩二助教授による個別報告を受けて討論をおこなった（このシンポジウムの記事については『「静岡大学における法科大学院構想」報告書』としてまとめられた）。これは、翌日の静岡新聞朝刊において「地域の司法拠点に―静大が『大学院』構想」という記事で紹介され、地域社会に対して静岡大学法科大学院

設立を大きくアピールすることとなった。

その後、01年9月に、静岡県内の各界代表者から構成される「司法改革静岡県懇談会」が設立され、静岡県内での法科大学院設置に向けた決議がなされ、署名活動も行われる等地域の熱い支援体制が広がっていった。静岡大学法科大学院設置準備委員会はその後作業を進め、03年12月には、「静岡大学法科大学院構想に関するアンケート調査」を行いながら（その内容は「調査結果報告書」としてまとめられた）、カリキュラム案や教員の手当など設置申請の必要事項の取りまとめを行っていき、04年4月に教員数22名、入学定員50名という法科大学院の開校を目指した。しかし、法科大学院教員として予定していた法学科教員の他法科大学院予定校への転出が起きる等の事情により、04年開校を断念せざるを得ない状況となった。

このような状況において、法学科において再度議論を行ない準備作業を構築し直し、また、04年5月8日に「司法改革静岡県懇談会」を母体として、県内各界の代表者が参加した「静岡大学法科大学院支援協会」（理事長・松浦康男静岡銀行会長）が発足し、施設・図書等の整備、寄付講座等の教育活動、奨学金創設、法曹実務家教員のレベルアップ研修等の支援のため、10年3月までの5年間で7千万円の寄付活動を行うことが決定された。そして開校を翌05年として、全体構想の見直しを図るとともに、カリキュラム内容に一段と特色を打ち出し、「地域と連携し、地域に貢献する」をスローガンに掲げ、「国際化する地域企業の法務、加えて中国関連法務に通じた法曹実務家」「国際化する地域の市民生活、加えて在住外国人の経済生活、家族などの法務にも通じた法曹実務家」の養成を目指して、多様な資質・経験を有する人材を積極的に受け入れる、入学定員30名（法学未修者〔3年課程〕20名以上、法学既修者〔2年課程〕10名以下）の法科大学院の設置申請を2004年6月に行い、同年11月30日に文部科学省より設置許可を受けた。

2 開学後

静岡大学大学院法務研究科（法科大学院）は、05年4月1日に開学の運びとなった。開学に先立ち、法務研究科規則をはじめとする各種必要規則を整備し、カリキュラムに沿った各自授業科目とシラバスの作成等教育準備作業や、法務研究科の施設整備作業が行われた。法務研究科施設は、教育学部J棟の1・2階を改築して、院長室・事務室・印刷室・会議室・院生自習室・院生談話室を設け、エアコンや無線LAN等所要の工事を行うとともに、人文学部C棟1階C103教室を改築して法廷教室とし、同C棟2階に共同研究室や演習室を設置し、また、人文学部との共同利用となる教室や法情報室、教員研究室等についてエアコン等所要の改修をおこなった。とくに、院生自習室については、院生1人に対して自習机1台を在学期間中貸与することを可能とするよう90席数を用意し、また、24時間学習対応できるよう玄関を指紋照合システムとする等セキュリティを高め、他国立大学法科大学院に比較して恵まれた環境整備を行った。この施設整備にかかわって「静岡大学

法科大学院支援協会」を通じて寄付を得、とくに文理・人文学部同窓会からは「法廷教室」の設置にあたり500万円の寄付を得た。そして、05年1月から第1期入学生の入学者選抜試験を実施し、試験時期が遅れたにもかかわらず97名の志願者があり、34名の合格者を出し（実質倍率2.38倍）、31名の入学手続きがあった。なお、既修者認定試験に合格した者はおらず、全員が3年課程の院生であった。また、開学時の専任教員は、実務家専任教員4名（内弁護士2名）、みなし実務家専任教員（弁護士）3名を含めて20名（うち人文学部法学科からの配置換え13名）であり、初代の法務研究科長（法科大学院長）に大江泰一郎教授を選出した。

05年4月7日に入学式を行うとともに、法務研究科（法科大学院）の開設式が行われ、専任教員と院生との対面式、祝賀会などが行われた。翌日4月8日には、第1期入学生に対して前期授業が開始され、静岡大学法科大学院の教育がスタートした。同年5月28日には、ホテルセンチュリー静岡において、来賓として塩谷立文部科学副大臣、石川嘉延静岡県知事、小嶋善吉静岡市長の臨席をおおぎ、開学記念式典が盛大に開催された。式典では、来賓からの祝辞に続き、天岸祥光学長の挨拶、大江泰一郎法科大学院長から静岡大学法科大学院の経過説明と関係各位に対する謝辞が述べられ、第1期入学生代表から決意が述べられた。

同年8月17日には、静岡大学法科大学院を主幹校として北海学園法科大学院・新潟大学法科大学院とともに申請していた文部科学省専門職大学院形成支援プログラムが採択され、「地域の国際化に対応する教育プログラム開発」として2年間で4千万円の予算がつけられた。このプログラムとして、2006年2月から3月にかけて韓国のソウル国立大学・成均館大学・朝鮮大学校、中国の浙江省律師協会、ロシアのウラジオストック国立経済サービス大学・沿海州弁護士会に対して海外調査を行い、北海学園大学、新潟大学において共同研究会を開催した。その中間報告として2006年3月26日ホテルセンチュリー静岡において、第1回国際シンポジウム「国際化が進む地域社会 法律家にどのような役割が期待されるか」を開催し、約90名の参加者があった。06年3月27日、「静岡大学法科大学院支援協会」を通じて地域各界からの支援を受けていることを記念して、法科大学院玄関に設置した静岡大学法科大学院の志を表す、「善と正義は我とともにあり」と銘するプレートの序幕式が行われた。

2006年4月7日、入学式が行われ、第2期生41名（うち2年課程4名）が入学した。2006年8月～9月にかけて、専門職大学院形成支援プログラムの事業活動の一環として、ロシアの極東大学法学部、ブラジルのサンパウロ大学法学部、アメリカの全米法曹協会、中国の静岡県上海事務所・ヤマハ中国事務所に対して海外調査を行い、各国の国際化をめぐる諸問題や法曹養成の実態を明らかにした。2007年2月18日、静岡市グランシップにおいて、前記プログラムの報告として、第2回国際シンポジウム「地域社会の国際化と法律家の役割」を開催し、斎藤誕行政書士、高見亮弁護士、イシカワ・エウニセ・アケミ静岡文化芸術大学助教授、二宮正人サンパウロ大学教授の4名のパネ

ラーによるシンポジウムを開催し、約100名の参加者があった。

2007年4月、入学式が行われ、第3期生26名が入学した。07年6月には、独立行政法人大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価(予備評価)の自己評価書を提出し、いくつかの点において改善を要する点の指摘を受けた。同年度において、3年間の授業経験を踏まえてカリキュラム改革の検討に着手し、08年度から新カリキュラム(3年課程修了必要単位数を99単位から102単位に引き上げ)を実施することとした。08年3月21日には、初めての修了生27名を出し、ホテルセンチュリー静岡において修了祝賀会を開催した。08年3月には、法科大学院の紀要として『静岡法務雑誌』(「SHIZUOAKA LAW JOURNAL」)創刊号を発刊した。また、07年度には、J棟のトイレットの改修が行われ学修環境が向上した。

2008年4月には、念願であった法科大学院図書室がJ棟と渡り廊下で繋ぐ教育学部I棟1階に新設され、基本書や参考図書が配架されたほか、共用パソコン10台や有料複写機なども備え、討論スペースも設けており、学修環境が飛躍的に向上した。2008年4月7日、2008年度入学式が行われ、第4期生34名(うち2年課程1名)が入学した。2008年度には、初めての修了生が司法試験に挑んだが、最終合格者は2名という結果(なお、2006年度入学生2名が、旧司法試験に合格している)であった。

2008年末から、文部科学省より各法科大学院に対して、学生定員の再検討の要請があり、法務研究科は、種々議論を重ねた結果、2010年度入学者から定員を30名から20名に減ずることを決定した。09年2月26日、静岡大学法科大学院において、科研費による国際シンポジウム「東北アジアをめぐる国際比較研究の課題」を開催し、講師として、崔光濬慶熙大学校ロースクール教授、李俊泰慶熙大学校国際地域研究院中国学研究所所長、權世恩慶熙大学校外国語大学教授、崔光日尚美学園大学総合政策学部教授、張紅岡山大学法学部教授、楊林凱青山学院大学法学部講師、久保山力也九州大学研究員、宮下修一静岡大学人文学部法学科准教授、藤本亮静岡大学法科大学院教授らが参加し、30名の出席者があった。

09年3月21日には、2回目の修了生29名を出し、ホテルセンチュリー静岡において修了祝賀会を開催した。同年3月末日をもって、2期4年にわたって法科大学院長を務めた大江泰一郎教授が定年退職することとなり、『静岡法務雑誌』2号を退職記念号とするとともに、3月14日にホテルセンチュリー静岡において退職記念パーティーを開催した。なお、09年4月から、静岡大学法科大学院のカリキュラム上の大きな特色である「中国法」担当の教員として、中国・浙江大学より中国人教員1名を採用した。

2009年4月からの法科大学院長として田中克志教授を選出した。同年4月7日、入学式が行われ、第5期生23名が入学した。同年6月には、独立行政法人大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価(本評価)の自己評価書を提出し、同年11月24日・25日の両日訪問調査を受けた。この結

果については、2010年3月29日、「最終年次における履修登録単位数の上限に関する基準」および「入学者選抜試験における法学既修者の認定の基準」の2点において、評価機構が定める評価基準に適合していないとの評価を受けた。また、『中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会第3WGの改善状況(まとめ)』(2010年1月22日公表)において、本法務研究科は、「改善が着実に実施されているとは言いがたく、重点的にフォローアップを実施する必要がある」との指摘を受けた。このように、本法務研究科に対する外部評価が厳しい状況となったことに対して、FD全体会議および教授会において議論を行い直ちにあらゆる改善策の取りまとめ作業を行うとともに、院生に対する説明会をはじめとして、改善策について全教員が一体となって取り組みを開始した。

修了生2期目の司法試験最終合格者は4名であり、09年10月31日静岡銀行呉服町「アゴラ」において合格祝賀会が開催された。2010年度入試は、これまでの3年課程の合格者のなかから2年課程の院生を選抜するという内部振り分け方式を改め、3年課程と2年課程の別枠方式とする入試制度に変更して実施した。

2010年2月24日、中国清華大学法学院王振民院長、同林来梵教授、鈴木賢北海道大学法学部教授を招いて『日中司法制度比較研究シンポジウム』を人文学部大会議室において開催し、25名の出席者があった。

II 教育体制、入試、進路状況

1 教育体制

本法務研究科の教育の理念・目的は、地域社会の変容に基づく法曹実務家への期待・要請に応えるべく、多様な資質・経験を有する人材を積極的に受け入れ、静岡県域がその典型である中核都市型地域社会において生じる地域特性的な案件にも対応し得る法務の力量を備えた、地域社会を担う法曹実務家を、地域社会と連携しつつ養成し、地域に貢献することにある。

もとよりこれは、静岡県という地域にその活動を限定した法曹実務家を養成するというのではなく、“Think globally、act locally” という標語に示されるように、地域で立派に働ける法曹実務家は、どこの地域においても通用する普遍的な能力をもった法曹実務家でなければならないということを意味している。

そこで、本法務研究科がその養成を目指す法曹実務家とは、具体的には、①地域企業の法務、とりわけ国際化する地域の特性ともいふべき中国関連法務にも通じた法務の専門家と、②地域住民の生活に関する法務はもとより、とりわけ国際化する地域の特性ともいふべき在住外国人の経済生活や家族などの法務にも通じた法務の専門家である。

このために、つぎのような教育体系を組んでいる。

<ul style="list-style-type: none"> ・法律基本科目群 	$\left\{ \begin{array}{l} \text{公法系科目} \\ \text{民事系科目} \\ \text{刑事系科目} \end{array} \right\}$	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的法律能力の涵養
<ul style="list-style-type: none"> ・法律実務基礎科目群 ・基礎法学・隣接科目群 		<ul style="list-style-type: none"> ・法曹実務基礎的能力の涵養 ・広範な法律等の学識の涵養
<ul style="list-style-type: none"> ・展開・先端科目群 	$\left\{ \begin{array}{l} \text{市民生活・公共法務関連科目群} \\ \text{企業法務関連科目群} \\ \text{地域国際化対応科目群} \end{array} \right\}$	<ul style="list-style-type: none"> ・応用的先端的法律能力の涵養
	$\left\{ \begin{array}{l} \text{中国法務関連科目} \\ \text{在住外国人法務関連科目} \end{array} \right\}$	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性対応法律能力の涵養

以上の科目群について、設立当初は、3年課程において、公法系科目12単位必修・民事系科目30単位必修・刑事系科目14単位必修の法律基本科目群計56単位必修、法律実務基礎科目群9単位必修・2単位以上選択必修、基礎法学・隣接科目群4単位以上選択、展開・選択科目群2単位以上必修・26単位以上選択で、合計99単位以上の単位修得を修了要件としていたが、3年間の授業経験や院生の意見等に基づきより効果的な教育実践が行えるように、2008年度入学生からカリキュラムを改正することとし、公法系科目12単位必修・民事系科目34単位必修・刑事系科目16単位必修の法律基本科目群計62単位必修、法律実務基礎科目群10単位必修・2単位以上選択必修、基礎法学・隣接科目群8単位以上選択、展開・選択科目群20単位以上選択で、合計102単位以上の単位修得を修了要件とするものとした。

法律基本科目群や法律実務基礎科目群は、基礎法学・隣接科目群とあわせ、将来の法曹として必要な理論的・実務的な基礎的能力、学識の涵養を図るものである。他方、展開・先端科目群の柱となる、①市民生活・公共法務関連科目群には、地域住民に係る法務と、地域自治体に係る法務に関連する授業科目を、②企業法務関連科目群には、地域企業に係る法務に関連する授業科目を配置し、他方、③地域国際化対応科目群では、とくに本法務研究科が立地する静岡県域の地域特性に係る授業科目を配置している。これら静岡県域における地域特性に係る案件である中国法務及び在住外国人の法務に対応し得る法曹実務家の養成に関連する授業科目は、中国法務関連科目として、「中国法務事情」、「中国民法」、「中国企業法」、在住外国人法務関連科目として、「在住外国人と法」、「国際刑事人権法」、「国際私法」とを置いており、とくに「在住外国人と法」の教材の作成・使用は、2005年度から2年にわたる新潟大学及び北海学園大学の法科大学院との共同で行った専門職大学院

等形成支援経費による「地域の国際化に対応する教育プログラム開発」事業の成果である。この「在住外国人と法」の担当者は、日系ブラジル人が集住する浜松市の弁護士（非常勤講師）が中心となり、本法務研究科や人文学部法学科の教員（弁護士教員、憲法、行政法、労働法、社会保障法、国際法の各専攻教員）が参画し、さらにはゲストスピーカーとして渉外案件に精通した行政書士も加わったオムニバス形式をもって、授業を行っている。一方、中国法務関連科目に関しては、学外講師による集中講義で行っていたが、院生の関心が高い状況に鑑みて、09年4月から中国・浙江大学の中国法専門の中国人教員を専任教員として採用して、中国法務関連科目を担当させることとした。

また、地域社会の要請にも対応しうよう、たとえば、エクスターンシップについては、地域の法律事務所のみならず、国際的に業務展開する静岡県の地域民間企業（ヤマハ、スズキ、ヤマハ発動機、静岡銀行）や地方自治体（静岡県、静岡市）なども派遣先とし、さらに非常勤講師の派遣などについて静岡県弁護士会の協力をおおぐなど、地域と連携し、地域から学ぶことが可能となる教育体制をとっている。

つぎに、授業科目の履修及び成績評価の方法にあっては、4単位の授業科目の場合、期末試験のみならず、中間試験を実施し、理解度をチェックする体制としている。さらに、期末試験については、原則として試験時間を2時間から3時間の比較的長い時間を設定して、院生の学力を十分に発揮させるとともに、できるだけ正確に成績を判定することができるようにしている。

さらに、本法務研究科における体系的教育を確実に院生に理解させるため、法務研究科開設以来、学年ごとの履修単位制限（1年次及び2年次は、36単位、3年次は44単位）を設けるとともに、基礎的な科目について学力が不足している者については、2年次への進級制限（1年次配当の法律基本科目30単位のうち24単位の履修）をおくことによって、厳格な成績評価を行ってきた。

進級制限については、本法務研究科委員会及び専任教員全員参加のFD全体会議において、成績調査等を行いながら1年余の議論を行い、なお厳格な成績評価を行い進級・修了認定すべきであるということが合意され、2008年度から法務研究科規則を改正して、学年の履修登録制限は変えないものの、2年次にも進級制限を設け、修得単位の内容について法律基本科目として制限しなおすこととした。さらに、2009年度からは、GPA制度を導入してより厳格な成績評価による進級制限を設けている。

これまでの進級制限により、留年となった者は、いずれも1年次生であるが、2005年度は判定対象者28名中2名、2006年度は同37名中7名、2007年度は同32名4名、2008年度は同31名中2名であり、また、2009年度は1年次から2年次への進級制限が同25名中11名であり、2年次から3年次への進級制限が同27名中1名である。

2 入試

本法務研究科は、多様な資質・経験を有する人材を積極的に受け入れることができる3年課程(法学未修者)を中心とする教育課程とし、設立当初から3年課程の枠を入学定員30名のうち、20名以上としてきたが、2010年度入学者選抜より、入学定員を20名とすることとし、そのうち3年課程を10名以上、2年課程を10名以内とした。

本法務研究科の教育の理念・目的に従ったアドミッション・ポリシーは、公平性、開放性、とりわけ多様性の確保を旨としており、いわゆる出身大学、出身学部のいずれについても優先枠を設けることなく、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保している。

その結果、本法務研究科への入学者を出身学部・学科別でみると、法学以外の文系出身者が、2005年度には32.3%、06年度には19.5%、07年度には30.8%、08年度には23.5%、09年度には30.4%となっており、理系出身者が、05年度には16.1%、06年度には12.2%、07年度には3.8%、08年度には8.8%、09年度8.7%となっており、法学部出身者以外の多様な資質・経験を有する院生が概ね3割以上は毎年入学している。

なお、各年度入学者選抜試験におけるデータは、以下のとおりである。

	志願者	受験者	合格者	実質倍率
2005年度	97名	81名	34名	2.38
2006年度	229名	195名	60名	3.25
2007年度	206名	171名	42名	4.07
2008年度	155名	134名	49名	2.73
2009年度	75名	63名	36名	1.75
2010年度				
既修	21名	16名(2次) 8名(3次)	19名(1次) 8名(2次) 6名(3次)	2.67
未修	40名	34名(2次) 22名(3次)	37名(1次) 24名(2次) 22名(3次)	1.70

また、各年度の入学者における静岡大学出身者数と割合は、次のとおりである。

	総数	うち静岡大学出身者	うち静岡大学人文学部 法学科出身者
2005年度			
出願者数	97名	17名 (17.5%)	12名 (12.4%)
入学者数	31名	7名 (22.6%)	4名 (12.9%)
2006年度			
出願者数	229名	26名 (11.4%)	20名 (8.7%)
入学者数	41名	11名 (26.8%)	9名 (22.0%)
2007年度			
出願者数	206名	27名 (13.1%)	21名 (10.2%)
入学者数	26名	5名 (19.2%)	4名 (15.4%)
2008年度			
出願者数	155名	25名 (16.1%)	17名 (11.0%)
入学者数	34名	6名 (17.6%)	4名 (11.8%)
2009年度			
出願者数	75名	6名 (8.0%)	5名 (6.7%)
入学者数	23名	0名 (0.0%)	0名 (0.0%)
2010年度			
出願者数	48名	5名 (10.4%)	5名 (10.4%)
*合格者数	26名	4名 (15.4%)	4名 (15.4%)

本法務研究科では、設立以来2008年度までの入学者選抜試験を2次に分けておこなってきた。まず、第1次選抜試験の可否については、①独立行政法人大学入試センターが行う法科大学院適性試験（以下、法科大学院適性試験という。）又は財団法人日弁連法務研究財団が行う法科大学院統一適性試験（以下、法科大学院統一適性試験という。）の成績と、②入学志望理由書により総合的に判定する。その配点割合は、①を70%、②を30%としていた。つぎに、第1次選抜試験の合格者を対象として第2次選抜試験を実施し、面接試験のほか、小論文試験を行ってきた。小論文試験は、読解力、論理的な思考力、的確な文章力や表現力等を問うものであった。

第2次選抜試験の可否は、①法科大学院適性試験又は法科大学院統一適性試験の成績、②入学志望理由書、③小論文試験、④面接試験により総合的に判定し、その配点割合は、①を40%、②を10%、③を40%、④を10%としていた。そして、第2次選抜試験に合格した者のうち、志願時に2年課程を希望していた者を対象として法学既修者認定試験を実施してきた。法学既修者は、法律基本

科目のうち30単位（公法系4単位、民法系16単位、刑事法系10単位）を履修したものとみなし、修業年限が1年間短縮され、2年次から在籍して授業科目の履修を始めるため、法学既修者認定試験は、履修したとみなされる法律基本科目について合格とするに足りる学力が備わっているかを判定することを目的とした。

したがって、試験科目は、憲法、民法（家族法を除く。）、刑法、民事訴訟法（倒産・執行法を除く。）、刑事訴訟法の5科目であり、いずれも論述試験であり、試験時間は、民法が3時間で、その他は、2時間とした。そして、すべての試験科目について、一定以上の成績をおさめた者を法学既修者として認定することとしてきた。

2010年度入学者選抜試験からは、選抜方法を大きく変更し、これまでの3年課程の合格者のなかから2年課程の院生を選抜するという3年課程と2年課程の内部振り分け方式をあらため、3年課程と2年課程の別枠方式に変更することとした。

まず、2年課程と3年課程のいずれかの志願者又は双方の併願者すべてに、「適性試験の成績」と「志願理由書」による第1次選抜試験（書類審査）を課し、本法務研究科において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等を評価する点はこれまでの入学者選抜と同じであるが、第2次選抜試験においては、それぞれの課程に相応しい選抜試験内容とした。すなわち、多様な学問領域を修めた3年課程の志願者にあっては、法学系の内容を含まない問題により、読解力、論理的な思考力、的確な文章力や表現力等を問う「小論文」試験を課し、他方、2年課程の志願者には、本法務研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者、すなわち法学既修者であると判断するために、法律試験科目として、憲法、民法（家族法を含む）及び刑法を課し、それによって読解力、論理的な思考力、的確な文章力や表現力等を問うことにもなる。つぎに、3年課程と2年課程のいずれの合格者にも、さらに第3次選抜試験として「面接試験」を行い、法曹実務家としての適格性や表現力などを判定することとした。

なお、前述したように、大学評価・学授与機構による法科大学院認証評価において、1年次に配当している刑事訴訟法に関して既修認定試験として別試験としたことが「法学既修者の認定方法」として不適合とされたため、2011年度入学者選抜試験においては、法学既修者認定試験として統一して実施するとともに、入学者選抜試験を2期に分けて実施し、飛び級の受入れも行うこと等の入学者選抜試験の変更を行うこととした。

3 進路状況

法務研究科修了生は、修了後法曹を目指して司法試験を受験することとなるが、最終合格者は、最初の司法試験受験であった2008年に2名、09年に4名であった。もっとも、司法試験受験以外の進路を選択する院生もおり、09年4月調査において、2名の修了生が司法試験以外の進路を選択し

ている。また、司法試験の受験資格は法科大学院修了後5年間で3回に限定されており、修了生に対して司法試験以外の進路の相談に応じる体制を作る必要がある。そこで、本法務研究科は、修了後の進路指導など就職支援を担当する委員会として、進路指導対策専門委員会を設けている。また、とくに法曹以外の「就職支援活動」まで視野を広げ、将来目指す法曹実務家の有り様を考えるなどのテーマでの院生に対して以下のようなミニ講演会を開催してきた。

①2005年7月1日(金) 16:30～18:30 院生談話室 院生の参加者30名

「生命倫理について」

・松田純 (人文学部教授・倫理学)

②2006年1月20日(金) 18:00～20:00 教員共同研究室 院生の参加者10名

「アメリカ法務事情」

・Paul Golden (ニューヨーク州弁護士)

「日本の法曹マーケットの国際化」

・Kay-Wah Chan (マッカーリー大学大学院アジア言語研究科教授)

③2006年4月21日(金) 17:40～19:00 院生談話室 院生の参加者30名

「会社は誰のものか？ーコーポレントガバナンス考」

・佐藤博明 (静岡大学名誉教授・会計学)

④2006年10月27日(金) 17:00～19:00 教員共同研究室 院生の参加者10名

「企業の国際法務経験から」

・沖崎 聡 (三洋電機法務本部長 (当時)、ニューヨーク州弁護士)

⑤2007年2月21日(水) 15:00～17:00 人文学部B401 院生の参加者35名

「裁判官の仕事」

・宮岡 章 (静岡地裁判事)

・戸室壮太郎 (静岡地裁判事補)

⑥2007年12月21日(金) 18:00～20:00 静岡市産学交流センター 院生の参加者15名

「鹿児島大学法科大学院リーガルクリニックの経験とリーガルニーズ」

・米田憲一 (鹿児島大学法科大学院教授)

⑦2008年12月22日(月) 16:00～18:00 人文学部C202 院生の参加者6名

「アメリカ合衆国ロー・スクール事情」

・山下善弘 (弁護士)

⑧2009年7月7日(火) 16:00～18:00 法廷教室 院生の参加者14名

「企業法務の業務と役割」

・伊藤研治 (豊田自動織機健康保険組合常務理事)

また、リーガルプロフェッション（法曹及び法律専門職）を目指す法科大学院生・修了生の就職活動とキャリアプランを支援する就職支援サイト（ジュリナビ）に大学として参加し、情報提供を行っている。

さらに、本法務研究科を修了した院生に対しては、司法試験の受験のため、修了後の学修環境を支援するという事で、法務研修生制度を2008年4月から発足させており、在学生の司法試験受験の不安を取り除く役割も果たしている。この法務研修生は、研修料を納めて、本法務研究科の学習機の貸与を受け、図書室やパソコン等の利用が認められており、基本的に自学自習を行うもので、法務研修生に対して授業の聴講を認めたり、受験指導等を行うものではない。法務研修生は、原則として修了後2年間に限って許可している。法務研修生数は、09年4月現在で、19名である。

Ⅲ 研究活動状況

本法務研究科は、法科大学院という特性から、院生に対する法曹をめざす徹底的な教育にとりわけ重点が置かれており、各教員も教育との兼ね合いを考慮しながら研究活動を行っている。各教員の研究成果については各専門雑誌等のほか、『静岡法務雑誌』および法学科と共同の法政学会紀要『法政研究』において発表されている。これら各教員の研究業績については、ホームページ及び『静岡法務雑誌』に随時掲載している。なお、文部科学省専門職大学院形成支援プログラムの「地域の国際化に対応する教育プログラム開発」に関する2回の国際シンポジウムの記事については、『静岡法務雑誌』1号に掲載をした。また、『静岡法務雑誌』2号及び『法政研究』13巻3・4号では大江泰一郎教授退職記念号として各論文を掲載した。なお、科学研究費補助金取得実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度・種類	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
基盤(B)一般			1	5,200	1	7,410	2	7,670	1	3,510
基盤(C)一般					1	1,430	1	1,430		
若手研究(B)	2	1,300	2	1,100	1	800	1	780	2	1,950
特 定 領 域	1	800	1	700	1	900	1	600		

また、本法務研究科の各教員は、日本弁護士会連合会、財団法人日弁連法務研究財団、各法科大学院主催の法科大学院教育に関する各種シンポジウム・研究会に多数参加してきている。

IV 施設、予算、事務組織等

1 施設

(1) 教室

本法務研究科が授業に使用する教室等は、法科大学院棟に近接する人文学部棟に設けられており、「法廷教室」(人文C103、40名収容、108㎡)と「演習室」(人文C202、30名収容、47㎡)の法務研究科主専任教室として使用し、人文学部棟の人文学部との共用教室・人文B301(107名収容、114㎡)、B302(59名収容、72㎡)、B303(53名収容、74㎡)、B401(144名収容、139㎡)、B402(84名収容、92㎡)、B403(84名収容、93㎡)、B206(30名収容、37㎡)及び全学共用の総合情報処理センター実習室2(「法情報調査」で使用、50名収容、78㎡)を、学部と共用で使用して授業を展開している。

本法務研究科の授業規模は、必修科目のうち講義形式の場合には30～40名、演習形式の場合には15～18名、選択科目においては、数名～20数名である。そこで、必修科目のうち講義形式の授業は、「法廷教室」を使用し、他方、少人数の選択科目や必修科目のうち演習形式の授業は、「演習室」を使用することを基本として、その他の教室利用は、人文学部の授業による教室利用との調整を行いつつ、支障なく実施してきている。

「法廷教室」は、合議法廷を模しており、傍聴席の部分(法廷教室の約半分のスペース)を教室として利用する構造となっている。模擬裁判を映像で記録できるのみならず、授業をも映像で記録できる装置を設置し、プロジェクターが天井に備え付けられている。床にはパソコン用の電源コンセントを埋め込み、無線LANを通じて、附属図書館の判例データベース(LEX/DB)などにアクセスすることができる。「法廷教室」には、模擬裁判の様子が3方向から録画できるシステムが組み込まれ、天井にはプロジェクターが備え付けられている。傍聴席の部分は、教室としての転用が可能となっており、40席程度の机が置かれ、パソコンの電源が床に埋め込まれている。無線LANを通じて静岡大学附属図書館にアクセスすることができる。

また、文部科学省専門職大学院形成支援プログラム(静岡大学-主幹校、新潟大学、北海学園大学の共同プロジェクト)により導入された双方向会議システムのサーバが設置されている。本装置は、独自に高速の光ネットワーク回線と接続されており、これを通じて、遠隔テレビ会議や遠隔授業が「多地点かつ双方向」で実施可能なシステムである。独自回線であるため、滑らかな画像と明瞭な音声によるやりとりが可能となっている。本システムを通じて、形成支援運営のための会議や、関係する講演会等のリアルタイム中継を行った。形成支援プロジェクト終了後の2008年度から、北海学園大学との間で本システムを通じての遠隔授業実施が行われ、本法務研究科から「中国法務事情」が、北海学園大学法科大学院から「国際私法」の授業が行われている。

「演習室」は、30名規模であり、可動式の机を備え付けており、演習（対面式）にも、少人数の講義（スクール形式）にも対応できる構造となっている。天井からパソコン用の電源コンセントを吊し、「法廷教室」と同じく無線 LAN を備え付け、さらに、可動式のプロジェクター及び教材提示機器を常置するなど IT を利用する教育に対応する設備を備えている。

その他、講義等に使用する人文学部棟の講義室3室（B401など）にも無線 LAN を備え付けている。したがって、院生は、院生自習室と同じく、授業中、自習中を問わず、同じ環境でネットワークへのアクセスができる。

なお、人文学部棟は、夜間（午後6時～）・土曜日・休日等には、施錠されるため、院生には、閉棟時間帯においても入棟ができるように人文学部A棟玄関の入棟用カードを貸与している。

(2) 研究室・事務室

教員研究室は、法科大学院棟に近接する人文学部棟に配置し、実務家教員（弁護士）のうち、3名のみなし専任教員について共同研究室になっていることを除くと、他の教員はすべて、専用の研究室が与えられている。いずれの研究室も24時間利用が可能であり、すべて学内 LAN を通じて静岡大学附属図書館の判例データベース（LEX/DB）及び LLI 統合型法律情報システムなどにアクセスすることができる。

なお、非常勤講師については、人文学部A棟6階（2010年4月から5階に移動）に、教員研究室と同規模の本法務研究科専用の非常勤講師研究室を設けており、静岡大学附属図書館へのアクセスができるパソコンとプリンターを設置し、授業の準備、院生との面談などの利用に供している。

また、人文学部5階には、法学科との共同の教員談話室も設けられ、院生との面談や簡単な打ち合わせなど、手軽に利用できるスペースとなっている。

法務研究科には、2名の正規職員が法科大学院係として配属され法科大学院事務室（17㎡）で職務に従事しており、隣に印刷室が設けられている。

(3) 院生自習室等

院生自習室は、法科大学院棟の1階と2階に設けられ、38名収容が1室、45名収容が1室、16名収容が2室となっており、院生1人あたりの専有面積は2.3平方メートルである。すべての院生に貸与されるブース型の鍵付ロッカー付の学習机は、2006年度末に、25席を増設した結果、115席となっており、余裕がある。

院生自習室は空調完備の24時間利用可能である。もっとも、法科大学院棟は、夜間（午後6時から）、土曜日・休日等には、玄関が施錠されるが、暗証番号と指紋認証により入棟ができ、院生自習室は休祝日関係なく24時間利用可能であり、空調完備で快適な学修環境を提供している。2007年度には、法科大学院棟のすべてのトイレをウォッシュレットに改修して学修環境を向上した。この院生自習室には、無線 LAN を備え付けてあり、学習机上のパソコンから静岡大学附属図書館のデー

ターベース (LEX/DB) へのアクセスができ静岡大学附属図書館との有機的連携が図られており、また LLI 統合型法律情報システムの利用等ができる。また、法科大学院棟の2階には、院生談話室を置いており、院生の議論や談話、食事などの利用に供している。

(4) 図書室等

法科大学院棟に附設して、2008年4月に法科大学院図書室 (73㎡) を新設した。法務研究科専用の法科大学院図書室が新設されたことにより、既設の静岡大学附属図書館及び法政資料室、法情報室などと併せて学修環境が強化された。法科大学院図書室は、院生自習室と場所的に隣接しており、その利便性は高く、院生自習室との有機的連携を図っている。法科大学院図書室には、院生の学修支援のための基本的な判例集や法律雑誌、基本書や参考書等の図書を配架してあるほか、10台の共用パソコン及び2台のプリンターを備え付けてある。また、討論スペースを設けてあり、院生の自主的演習や授業準備等に活用されている。

人文学部B棟5階に、法政資料室を設けている。法政資料室は、人文学部法学科との共同管理により、法学・政治学の研究及び教育並びに学修に必要な多数の法律雑誌、判例集、大学紀要等が配架されている。附属図書館へのアクセス専用のパソコン1台、教員・院生用の複写機1台、有料複写機1台が設置されており、院生の授業のための資料収集等に活用されている。法政資料室内の法令判例室には、最高裁判所判例集 (民集・刑集)、判例時報、判例タイムズなどの判例集・法令集が過去のものから現在まで集積され、その他の場所には、法律時報、ジュリスト、法曹時報などの法律専門の和雑誌、洋雑誌、大学の紀要等が収められている。また、静岡大学附属図書館へのアクセス専用パソコンが1台、教員・院生用の複写機1台、及び有料の複写機1台が設置されている。さらに、10席の個席がある閲覧室が隣接している。

また、法政資料室の廊下向かいにある法情報室は、法学科と共同で運用しており、パソコン7台とプリンター1台、複合機1台がある。すべてのパソコンは学内ネットに接続しており、静岡大学附属図書館のデータベース (LEX/DB) や LLI 統合型情報システムなどにアクセスすることができる。

(5) 会議室

法務研究科では開設以来法科大学院棟2階に専用の会議室を有していたが、2007年3月院生自習室の増設に伴いこれに転用したため、会議は、法科大学院棟の3階大会議室 (教育学部管理) 及び人文学部棟6階の大会議室 (人文学部管理) を使用して行い、小会議は法科大学院長室等を使用して行っている。

2 予算

本法務研究科の財政は、静岡大学における一つの予算セグメントとして、運用されている。予算の当初配分の推移は、2005年度71,185千円、06年度14,383千円、07年度17,821千円、08年度17,829千円、09年度18,493千円である。なお、学長裁量経費として、05年度競争Ⅱ型400万円、06年度競争Ⅰ型300万円、07年度競争Ⅰ型97.2万円・競争Ⅱ型200万円、08年度競争Ⅰ型117万円、09年度競争Ⅰ型117万円の配分を受けている。

また、本法務研究科が受け取る寄付金は、静岡大学法科大学院支援協会をとおして行われ、その収入は、法廷教室等の施設設置、図書の整備、奨学金制度の創設など、本法務研究科の教育活動等の維持及び向上を図るために使用できるよう、本法務研究科の固有の予算として執行されている。

3 事務組織

本法務研究科の管理運営を行うため、静岡大学人文学部事務部において、人文学部事務長が法務研究科事務長を兼任するほか、とくに法科大学院係を置き専任係長及び専任職員各1名が配置されている。このほか、派遣職員1名とSE1名を雇用して、本法務研究科の事務サポートを行っている。

V 自己点検評価活動

本法務研究科では、自己点検及び評価に関する事項を所掌については、評価専門委員会が置かれ、2009年度に関して言うと、委員長その他、研究科長及び5名の委員（総務専門委員長、入試・広報専門委員長、教務専門委員長、学生専門委員長、FD専門委員長が兼務）から構成されている。なお、FD活動については、設置当初から教務専門委員会のもとで行ってきたが、教務専門委員会の所掌事項が多岐にわたることにより、FD専門委員会を独立させてこれを所掌している。本法務研究科は、教員数が少ないこともあり、FD活動については、専任教員全員が参加するFD全体会議でこれを行っている。このFD全体会議において、カリキュラム問題、成績評価方法、授業アンケート、教育点検活動等について議論を行い、授業改善等につなげている。

なお、本法務研究科において、これまで自己点検・評価等を踏まえ、各種改善された事項は、次のとおりである。

①入試・広報専門委員会関係

- ・入試問題を静岡大学（法務研究科）の部局ウェブサイトに掲載
- ・『ニューズレター』に授業紹介の記事を掲載
- ・部局ウェブサイトにおける教員紹介に非常勤講師の紹介を追加

②教務専門委員会関係

- ・試験用紙をA4へ統一
- ・試験監督者・問題作成者の実施要項作成
- ・受験者心得の作成、学生便覧への掲載
- ・授業アンケートによる授業改善
- ・成績分布一覧表の公表
- ・成績評価に係る共通基準の策定と公表
- ・出欠確認のための出席カード方式の導入
- ・欠席に係る届出方法の変更（担当教員から教務専門委員長のチェックへ）

③学生専門委員会関係

- ・安全保持の観点から、女子院生の夜間におけるバイク乗り入れ許可制（許可3名）
- ・学生意見提案箱の設置

④図書・情報処理専門委員会関係

- ・LLI 統合型法律情報システムの導入
- ・法科大学院図書室内の書棚の増設と図書の整備

⑤総務専門委員会関係

- ・院生自習室におけるパソコンやプリンターの増設などの学修環境の整備

また本法務研究科では、法務研究科の所在する地域の関係者、法曹関係者その他法科大学院に関し広くかつ高い見識を有する委員で組織する運営諮問評価会議を置き、研究科長の諮問に応じて、審議し、必要な助言又は勧告を行うものとしてきた。2007年に運営諮問評価会議を発足させ、5名の委員を委嘱して07年6月16日(土)に第1回の運営諮問評価会議を開催し、報告書の提出を求めたところである。しかしながら、この運営諮問評価会議は、第1回の会議が委員5名中3名の出席で行われ、08年度については委員の都合がつかず開催できないなど運営に問題を生じたためこれを廃し、あらためて本法務研究科の自己点検及び評価の結果につき第三者による検証が機動的に行われるよう、09年4月に、新たに静岡大学大学院法務研究科運営諮問委員規程を策定して、新たに3名の諮問委員を委嘱して、本法務研究科の自己点検及び評価の結果について毎年度検証を求めることとした。